

# 愛媛3区の皆様 **ご検討のモレはありませんか？**

国の各省・県・3市の内容も含む申請の必要なコロナ支援制度をまとめました

(9/20時点) コロナに負けないよう頑張ってください！最新版 ▶



代表電話：四国中央市役所 0896-28-6000 新居浜市役所 0897-65-1234 西条市役所 0897-56-5151  
愛媛県庁 089-941-2111 県事務所 東予地方局 0897-56-1300

衆議院議員

白石洋一愛媛3区事務所 Tel 0897-47-1000 Fax 0897-47-1001 info@shiraishi.cc

## 事業者への支援

白石洋一

凡例 県:愛媛県 四:四国中央市 新:新居浜市 西:西条市 市:3市全て その他は国

### 給付

<p>県・市町連携 えひめ版応援金【第2弾】 NEW！10月申請開始！</p>	<p>今年2021年6～9月の売上がひと月でも2020年または2019年の 同比で30%以上減少 又は 任意の連続2か月の売上が2020年 または2019年の同期比で15%以上減少の 中小企業者等 中小企業20万円、個人事業主10万円給付</p>	<p>四:産業支援課 0896-28-6186 新:産業振興課 0897-65-1260 西:産業振興課 0897-52-1482</p>	
<p>愛顔の 安心飲食店認証制度</p>	<p>飲食店(食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等)で県が定めるチェックリス ト54項目を実施し、感染対策マネジメントリーダーを設置した店に5万 円給付</p>	<p>事務局HPから申請書 類をダウンロードし郵 送又は電子申請 089-945-3280 (平日11-19時)</p>	
<p>緊急事態宣言・まん延防止等重点 措置の影響緩和の為の 月次支援金 給付対象の判定に、中小 企業庁資料を参照下さい (V-RESASの利用等)</p>	<p>緊急事態措置や重点措置の営業自粛飲食店と直接・間接取引がある か、措置地域の外出・移動自粛の直接的影響により、本年4月以降の いずれかの月の売上が対前年比(または対前々年比)50%以上減の 自営・中小事業者 法人最大20万円、個人最大10万円給付 申請前に登録確認機関 の形式的な確認(電話可)が必要</p>	<p>電子申請のみ 電話相談 0120-211-240 申請 サポート会場 予約制(ネッ トか0120-211-240): 松山市三番町4-9-12電 算ビル</p>	
<p>事業再構築補助金 ポストコロナ・ウィズコロナ時代 に合った事業の仕方に転換を 支援</p>	<p>売上(任意の3か月)がコロナ前比で10%以上減少の事業主(含個 人) 事業計画を商工会議所等の認定経営革新支援機関や金融機関と策定 ■通常枠:新分野展開や業態転換等の支出の最大1億円までを中小は 2/3、中堅は1/2補助 ■特別枠:上記に加えて「一時支援金」の条件に合う企業は最大 1,500万円上乗せ</p>	<p><a href="https://jigyousaikouchiku.jp/">https://jigyousaikouchiku.jp/</a> 電子申請のみ コールセンター: 0570-012-088</p>	
<p>生産性革命推進事業</p>	<p>通常枠</p>	<p>生産性革命推進事業 ポータルサイト <a href="https://seisansei.smrj.go.jp">https://seisansei.smrj.go.jp</a> コールセンター: 03-6837-5929</p>	
<p>①ものづくり補助金 (設備導入、システム構築) 新製品・サービス開発や生産プロセ ス改善等のための設備投資等</p>	<p>最大1,000万円 補助率: 中小1/2 小規模2/3</p>	<p>低感染リスク型ビジネス枠 (対人接触機会の減少、感染防止に資する) 最大1,000万円 補助率2/3</p>	
<p>②持続化補助金 (小規模事業者の販路開 拓等の為の取組支援)</p>	<p>最大50万円 補助率2/3</p>	<p>最大100万円 (感染防止対策費も一部支援) 補助率3/4</p>	<p>①ものづくり補助金の 相談:愛媛県中小企業 団体中央会 089- 955-7150</p>
<p>③IT導入補助金 (ITツール導入やテレワーク環境の 整備)</p>	<p>最大450万円 補助率1/2</p>	<p>最大450万円 (テレワーク対応類型は最大150万円) 補助率2/3</p>	<p>②持続化補助金の相 談:各市の商工会議所 または商工会</p>
<p>雇用調整助成金 雇用と生活を守る為の 主力の制度</p>	<p>各市のハローワーク 四:0896-24-5770 新:0897-34-7100 西:0897-56-3015 または愛媛労働局 助成金センター 089-987-6370 電子申請も可能です</p>		

愛媛県 緊急地域雇用維持助成金	「雇用調整助成金等」の支給決定(R3.3.6以降)を受けた事業主に対して、その支給率に応じて休業手当総額の1/10以内の額を上乗せ助成	愛媛県経済労働部 産業人材課 089-912-2505
産業雇用安定助成金 在籍出向で雇用維持&人材活用	出向中の費用を出向元・先双方に最大中小9/10、大企業3/4助成(日額最大12,000円(出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用1人当たり最大15万円助成	各市のハローワーク
トライアル雇用助成金 コロナで離職を余儀なくされた方を雇うのを支援	ハローワークを通じてコロナ禍で実質失業した人を雇う場合、3か月の試行雇用期間中、一人当たり月額4万円助成(短時間労働は月額2.5万円)	各市のハローワーク
業務改善助成金	前年または前々年と比べ売上などが3割以上減少または企業内最低賃金が時給900円未満の企業対象。10人以上の賃金を上げ、設備投資や教育訓練を行うなどの要件を満たした場合、最大600万円支給	愛媛労働局 雇用環境・均等室 089-935-5222
母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金	対コロナの母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者(含 非正規)に5日以上の有給(賃金の6割以上)休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に給付 1人:休暇5~20日未満25万円, 20日毎に15万円加算 最大100万円	愛媛労働局 雇用環境・均等室 089-935-5222
小学校休校等対応助成金/ 支援金 子どもの症状がコロナ感染のおそれあるとされ休み場合も対象 保護者申請も可能	小学校保育園等の休校や、子どもの症状がコロナ感染のおそれあるとされ休むことが必要で、会社が従業員を有給で休業させた場合、従業員1人1日最大15,000円、フリーランス1人1日定額7,500円給付	学校等休業助成金受付センターに申請 0120-60-3999
両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)のコロナ対応特例	コロナ対応として労働者が有給休暇を取得して家族の介護を行う中小企業事業主を支援。労働者1人当たり 休暇日数が合計5日以上10日未満 20万円。休暇日数が合計10日以上 35万円。1企業上限5人	愛媛労働局 雇用環境・均等室 089-935-5222
コロナ対応 新ビジネスモデル補助金	コロナによる社会経済環境の変化に応じた新しいビジネスモデル(キッチンカー、ネット販売、ドライブイン形式でのテイクアウト等)の展開する事業主(含 個人)を支援  補助率2/3 最大100万円を補助	四国中央商工会議所 0896-58-3530 土居町商工会 0896-74-5889 新居浜商工会議所 0897-33-5581 西条商工会議所 0897-56-2200 周桑商工会 0898-68-7244
四国中央市:飲食店等 経営維持応援事業  対象業種追加!	昨年4月16日以前に市内で事業所、店舗を構え、市税滞納なく開業している 飲食、タクシー、運転代行、クリーニング(除 取次店)、旅行、旅館、酒販、食肉魚販売業者、水産加工業者、冠婚葬祭業者、生花販売業者、製茶業者、野菜果物販売業者、5月に業種追加で、 <u>理容業者、美容業者、あん摩マッサージ・はり・きゅう施術所、柔道整復施術所、密接不可避業者(エステサロン・ネイルサロン・整体等)</u> 。雇用人数(パート等0.5人、代表者も1人と数える)に応じて15万円~100万円給付 7月末締切	四:産業支援課 0896-28-6186
四国中央市: 伝統産品等つくり手支援  6月25日 対象業種追加!	昨年4月1日以前に開業している水引、水引製品(金封、結納品、水引工芸品)、伊予手すき和紙、書道用紙の製造・加工・卸売業者、さらに <u>水引製品(奉書紙・薄葉紙・箔押印刷)、太鼓台飾り刺繍幕、手染め織物</u> 事業者、会社50万円、個人事業主10万円給付	四:産業支援課 0896-28-6186
新: 事業再構築促進支援	国の「事業再構築補助金」の申請に必要な事業計画策定の経費に対し 最大10万円 30件限り	新:産業振興課 0897-65-1260
新: 中小企業振興助成制度 一般の制度だがコロナ対応も対象になりうる	共同施設設置事業(最大9,000万円)、事業所設置事業(最大1,000万円)、空き店舗活用事業(最大100万円)、新製品開発事業(最大200万円)、共同研究事業(最大100万円)、倒産防止対策事業(最大50万円と最大9.6万円)、人材養成事業(最大100万円)、市場開拓及び催物等事業(最大100万円)、インターネットショップ等活用販路拡大事業(最大20万円)、生産性向上機器導入事業(最大200万円)、IT・IoT導入事業(最大200万円)、雇用促進事業(最大100万円)、人材確保事業(最大30万円)、労働環境改善事業(最大30万円)、女性活躍環境整備推進事業(最大500万円)	新:産業振興課 0897-65-1260
新: 市外から新居浜市内へ サテライトオフィス誘致支援	① サテライトオフィスの整備に給付最大1,000万円(補助率3/4) ② サテライトオフィス入居経費に給付最大1,440万円(補助率3/4)	新:産業振興課 0897-65-1260
西: 地域産業競争力強化事業 一般の制度だがコロナ対応も対象になりうる	市内中小企業、農林漁業者等 ①成長産業等参入事業(最大200万円)、②販路開拓事業(最大50万円)、③人材育成事業(最大20万円)、④知的財産権取得事業(最大30万円)、⑤商店街空き店舗活用事業(最大30万円) 補助率いずれも1/2	①~④ 産業振興課 SICS内 0897-53-0010 ⑤産業振興課 0897-52-1482

## 減免

中小企業経営強化税制	テレワーク用設備投資額の即時償却または7%相当額(資本金3,000万円以下の法人は10%)の税額控除。経営力向上計画の事前認定が必要	各市の税務署 経営力向上計画の認定は商工会議所・商工会等
所得税上、会社が従業員に支払うテレワーク対応の手当を、一部非課税にする扱い	テレワーク(在宅勤務)に関わる通信費や電気料金対応の会社から従業員に支払われる手当について、「実費相当額を精算する方法」であれば一部、給与としての課税ではなく、非課税扱いとする	国税庁HP「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)」

## 融資

日本政策金融公庫 (日本公庫)	実質無利子・無担保融資 国民事業(新居浜支店)最大6,000万円、中小事業(松山支店)最大3億円、農林漁業事業(松山支店)最大1,200万円 既往債務の無利子への借り換えも可能 商工中金も、日本公庫中小事業の貸付とほぼ同内容	日本政策金融公庫新居浜支店 (新居浜郵便局奥隣り)0897-33-9101  中小事業松山支店 089-943-1231 農林水産事業松山支店 089-933-3371 商工中金 松山支店 089-921-9151
民間金融機関が融資し、県信用保証協会が保証をし、それに国や自治体が利子等補給する仕組み	実質無利子・無担保融資 セーフティネット保証4号(売上20%以上減)・5号(売上5%以上減)、危機関連保証(売上15%以上減)と、民間融資に、利子・保証料補給をして最大6,000万円無利子にする。 既往債務の無利子への借り換えも可能	融資:民間金融機関 保証:愛媛県信用保証協会新居浜支所(商工会館2F) 0897-33-8282 条件認定: 四:産業支援課 0896-28-6186 新:産業振興課 0897-65-1260 西:産業振興課 0897-52-1482
福祉医療関係施設向け 独立行政法人福祉医療機構 資本性資金供給・資本増強 支援(中小・小規模事業者 に)	県:新事業創出支援資金。最大3,500万円  西: 中小企業経営安定化資金 無利子額最大1,000万円追加	県:経済労働部産業支援局 経営支援課 089-912-2481  民間金融機関が融資、県保証協会がセーフティネット信用保証、市がそれに利子等補給 西:産業振興課 0897-52-1482
金融機関等への返済猶予	低利融資 新:中小企業緊急経営資金 (直近3ヵ月売上3%以上減) 最大1,000万円 (完済後融資500万円迄の保証料助成) 西:中小企業振興資金 最大500万円	民間金融機関が融資、県保証協会が保証、市が利子等補給 新:新居浜商工会議所 0897-33-5581 西:産業振興課 0897-52-1482
金融機関等への返済猶予	無利子も含む低利融資  長期一括償還の資本性劣後ローンを供給するとともに、中小機構出資の官民連携のファンドによる出資や債権買取等を実施	0120-343-863 または 03-3438-0403  日本政策金融公庫 中小事業 松山支店 089-943-1231 商工中金 松山支店 089-921-9151 中小企業基盤整備機構 03-3433-8811
金融機関等への返済猶予	金融庁はじめ財務省、経産省から所管金融機関に対し資金繰り支援要請を累次行っており、なかでも能動的・プッシュ型で資金繰り支援の為の条件変更も推奨している	借入先金融機関

## 猶予等

Go To Eat (ゴーツーイート)キャンペーン プレミアム付き飲食券 飲食店対象	額面より2割安く購入し、加盟飲食店で使用(11月末迄の予定)。飲食券はスーパー・郵便局等で販売(第2弾7月より。一日一人4セットまで)	加盟希望の飲食店は最寄りの商工会・商工会議所に連絡し(WEBエントリー可)、申込書を手し、申請。加盟店は農水省指定の感染症対策を実施しその店頭ツールを掲示する
Go To Travel (ゴーツートラベル)キャンペーン 地域クーポン 土産・飲食・観光施設・交通	【全国停止中】金券。旅行代金の15%相当額を地域共通クーポンとして旅行者に配布。一人一泊あたり6,000円が上限(日帰り旅行は3,000円が上限)。紙クーポンと電子クーポンがある	取扱希望の店舗はオンラインで申込 <a href="https://biz.goto.jata-net.or.jp/">https://biz.goto.jata-net.or.jp/</a> 但し、飲食店のGo To Travelの登録には、Go To Eat の登録が必要。登録後にステッカーやポスターを店頭等に掲示する
県内宿泊旅行代金割 【新規販売停止】	7月~8月の宿泊(7/19~8/31は平日限定)に、 ・5千円割引(みきゃん割) 条件:1人泊6千円以上 ・2500円割引(こみきゃん割) 条件:1人泊3千円以上 土産物代等に使えるクーポン交付(割引前宿泊代金による 上限2千円)	県内の旅行会社
四:しこちゅう2021 プレミアム付地域商品券	プレミアム付き地域商品券を販売(12月20日まで) (市役所送付の世帯ごとに1人1枚購入引換券で購入)	市のHPよりダウンロードした用紙で取扱店登録申請する 産業支援課 0896-28-6186
新居浜市: プレミアム付地域商品券 (そうりゃ新居浜)	・プレミアム付き地域商品券を11月末まで再販売(申込書に記入提出) ・令和3年11月30日(火曜日)まで利用可 ・加盟店舗に対して感染症対策備品(アクリル板など)や消耗品(消毒液など)購入費1店舗10万円支給	店舗登録・給付金申請 新居浜商工会議所 0897-65-1151
西: プレミアム付地域商品券	プレミアム付き電子商品券(デジタル石鎚藩札)と紙商品券販売(2022年1月15日まで)。利用期間 2021年9月1日~2022年1月末。取扱店受付中	西条商工会議所 0897-47-0088 HPからネット登録可

# 家計への支援

## 給付

<p>生活困窮世帯 <b>自立支援金</b></p> <p>緊急小口資金等をこれ以上利用できない世帯向け</p>	<p>緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、 ・月収：①市町村民税均等割非課税額の1/12+②住宅扶助基準額 ・資産：預貯金が①の6倍以下(ただし100万円以下) ・求職等：ハローワークでの相談・応募・面接等、又は生活保護申請支給額(月額)：単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円 ×申請月から3カ月 コールセンター0120-46-8030</p>	<p>各市の福祉事務所 四：0896-28-6101 新：0897-65-1240 (生活福祉課) 西：0897-53-0870 (社会福祉課) 0898-64-2600 (東予総合福祉センター)</p>
<p><b>低所得子育て世帯生活支援特別給付金：ひとり親世帯分※要申請</b></p>	<p>令和3年4月分の児童扶養手当受給者(この方は申請不要で受け取れます)ではなく、公的年金等を受給していることにより令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等)や、コロナ禍で家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方：児童1人当たり5万円</p>	<p>コールセンター 0120-400-903 四：こども課 0896-28-6027 新：子育て支援課 0897-65-1242 西：子育て支援係 0897-52-1370</p>
<p><b>低所得子育て世帯生活支援特別給付金：低所得子育て世帯分</b></p>	<p>上記以外の低所得子育て世帯向けの制度。令和3年度の市民税均等割が非課税か、コロナ禍で令和3年1月以降の家計が急変し、市民税均等割が非課税相当の収入となっている方：児童1人当たり一律5万円</p>	
<p>新型コロナ対応 <b>休業支援金・給付金</b> 休業手当相当を自ら申請 パート・アルバイトのシフト減も適用 大企業非正規雇用にも適用拡大</p>	<p>休業期間中の休業手当を受けることができなかった中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請で、休業前賃金の80%(日額最大9,900円)を休業実績に応じて給付。事業主の休業証明は必要だが、事業主が記入してくれない場合でも申請可能(後日、労働局が事業主に休業実績を確認します) <b>非正規雇用(パート・アルバイト・日々雇用、登録型派遣等)も半年以上、原則月4回以上勤務の方も対象です</b></p>	<p>申請用紙はHPよりダウンロードし県労働局に郵送申請。 電子申請も可能。 コールセンター 0120-221-276</p>
<p><b>求職者支援制度</b></p>	<p>雇用保険未加入等で失業保険を受けられない離職者、フリーランス、廃業した自営業者の方。現在シフト制で働いている方も対象。収入要件月12万円以下。  職業訓練と職業訓練受講給付金(月10万円+交通費)給付</p>	<p>各市のハローワーク 四：0896-24-5770 新：0897-34-7100 西：0897-56-</p>
<p><b>住宅確保給付金</b>  支給が終了した方へ3か月間再支給</p>	<p>家賃相当額(3.2万円~5万円 世帯人数や月収により異なる)を3か月~9か月、<b>3ヶ月再支給可能</b>。家主に給付。①離職・廃業か同程度まで収入機会減少 ②直近の月の世帯収入合計額が、住民税非課税となる額の1/12+家賃金額以下 ③現在の世帯の預貯金合計額が各市町村で定める額以下 ④求職活動を行うこと</p>	<p>社会福祉協議会 生活相談支援センター 四：0896-28-6101 新：0897-65-1240(生活福祉課) 西：0897-53-0870(社会福祉課内) 0898-64-2600(東予総合福祉センター)</p>
<p><b>高校生等奨学給付金</b> 家計急変の採用は随時!</p>	<p>高校生等がいる低所得世帯に教育費を給付例 非課税世帯で公立高校： (第一子)年額8万4,000円 (第二子以降)：年額12万9,700円</p>	<p>在籍校 または 県：高校教育課 089-912-2951</p>
<p><b>高等教育就学支援新制度</b> 大学生等 家計急変の採用は随時! 新： 市営住宅の無償貸出</p>	<p>授業料等減免(年最大70万円)と給付型奨学金(年最大91万円) まず文部科学省HP「高等教育の修学支援新制度」を確認する。今、高校生(含浪人生(2浪まで))か、大学生かによって、高校、大学、日本学生支援機構(JASSO)に申請 対象者：会社を解雇等され、自宅や寮から退去を求められている新居浜市民対象、旧雇用促進住宅(松原町)・7戸、家賃は無償 6カ月間</p>	<p>新：建設部建築住宅課 0897-65-1277</p>

## 融資

<p><b>緊急小口資金</b></p>	<p>最大20万円 無利子 保証人不要 返済据置：1年以内、償還期間 2年以内</p>	<p>四：社会福祉協議会 0896-28-6127 新：社会福祉協議会 0897-47-4976 西：社会福祉協議会(周布606-1) 0898-64-2600、西条支所 0897-53-0873、丹原支所 0898-76-2433、小松支所 0898-72-6363</p>
<p><b>総合支援資金</b> 2制度合計で 二人以上世帯最大200万円 単身世帯最大155万円</p>	<p>2人以上世帯月最大20万円、単身世帯月最大15万円を3か月まで 無利子 保証人なし可能 返済据置：1年以内、償還期間：10年以内 所得状況に応じて免除可能 <b>9カ月</b>返済付期間延長可</p>	<p>制度について 県：労政雇用課 089-912-2500 窓口：四国労働金庫 四：三島支店 0896-24-3939 新：新居浜支店 0897-33-8567 西：西条支店 0897-56-2864</p>
<p>県：離職者緊急生活資金</p>	<p>離職者1人当たり最大100万円 低利 融資期間：5年以内</p>	<p>四：社会福祉協議会 0896-28-6127 新：社会福祉協議会 0897-47-4976 西：社会福祉協議会(周布606-1) 0898-64-2600、西条支所 0897-53-0873、丹原支所 0898-76-2433、小松支所 0898-72-6363</p>

## 減免・猶予等

<p>国民年金保険料</p>	<p>日本年金機構 新居浜事務所 0897-35-1300 四：市民窓口センター 年金担当 0896-28-6018 新：市民課 0897-65-1232 西：市民生活課 0897-52-1383</p>	
<p>介護保険料、国民健康保険料、市営住宅家賃、水道料金 電気、ガス料金 NHK受信料 携帯電話料金</p>	<p>所得の急減や失業等 市役所代表電話からそれぞれの納付窓口についてもらう それぞれの納付窓口 NHKナビダイヤル 0570-077-077 各社2020年3月19日にニュースリリースしており、HPをご覧ください</p>	
<p>住宅ローン税額控除：住宅ローンで住宅の取得等をした場合、毎年のローン残高の1%を10年間、所得税等から控除する制度</p>	<p>入居が期限(2020年12月31日)に遅れた場合でも、一定の期日(注 文住宅新築：2020年9月末、分譲住宅・既存住宅取得や増改築：2020年11月末)までに契約が行われ、2021年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象とされる</p>	<p>伊予三島税務署 0896-24-5410 新居浜税務署 0897-33-4145 西条税務署 0897-56-3290</p>
<p>特定不妊治療費助成事業(21年1月より2回目以降も30万円、子ども1人につき最大6回、事実婚も対象に、所得制限撤廃と拡充)</p>	<p>年齢要件を緩和 ①対象者 治療期間初日の妻の年齢「43歳未満」→「44歳未満」②6回の通算回数：初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が「40歳未満」→「41歳未満」</p>	<p>県：保健福祉部健康増進課 089-912-2400</p>
<p>法テラスの無料法律相談</p>	<p>1つの問題につき3回まで、1回30分間程度、無料での法律相談</p>	<p>0570-078374 平日9-21時、土曜 9-17時</p>